

# 改正看護師等人材確保促進法のポイント

## (ナースセンターの業務拡充)

■ 現行の無料職業紹介事業に加え、「離職後、求職者になる前」の段階から支援をできるようにナースセンター業務規定を改正

## (ナースセンターの情報把握強化)

■ ナースセンターが効果的な支援を行えるよう看護師等に対して、離職した場合等にナースセンターへの住所、氏名、連絡先その他の情報等の「届出の努力義務」を規定。

■ ナースセンターが官公署に対し情報提供を求めることができる旨の規定を整備。

■ 併せて、ナースセンター役職員等について、守秘義務規定を整備。

## (支援体制の強化)

■ より身近な地域でナースセンターによる支援が受けられるよう、ナースセンターの業務を地域の医療機関等に委託することができる旨の規定を整備。

■ 関係機関との連携規定を整備。

■ 離職後、復職するか否かを迷っている看護師等に対して、適切なタイミングで効果的なアプローチが可能になる。

■ ナースセンターが、離職している看護師等の情報を効果的に把握することにより、離職した看護師等の潜在化を予防し、効果的な復職支援につなげることが可能になる。

■ 「届出」事務を合理的に実施するため、中央ナースセンターシステムを活用し、看護師等が自らインターネット経由で登録する方法等を検討。

■ サテライト展開等が可能になり、利用者にとって、より身近な地域で相談等のサービスが受けられるようになる。

■ 財源として「新たな財政支援制度による基金」の活用も可能。

■ 地域の関係者との連携体制を強化。 41

## 改正看護師等人材確保促進法 省令事項等（現在、検討中の考え方）

### 【届出のタイミング・努力義務の範囲】 （第16条の3第1項）

「病院等を離職した場合その他の厚生労働省で定める場合」

- 病院等を離職した時
- 免許取得後、直ちに就業しない場合

（参考）改正法附則第41条の規定により、「施行の際現に業務に従事していない看護師等」は改正法施行後（平成27年10月1日）速やかに届け出るよう努めなければならない。

### 【届出事項】（第16条の3第1項）

「住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項」

- 必須事項として住所、氏名、メールアドレス等
- 任意事項として、離職中の看護師等の支援に資する情報（例：職歴、専門性等）

### 【届出の方法】（第16条の3第1項）

「厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。」

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
- ネット利用困難な者等については紙媒体による届出。

（参考）改正法第16条の3第3項の規定により、病院等による代行届出も可能。

### 【サテライト展開】（第16条の5第1項）

「都道府県センターは、（中略）業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。」

- 地域において適切にナースセンター業務の実施ができる者（例：医療関係団体、医療機関、自治体等の官公署、看護師等養成所等）

## 都道府県ナースセンターの取組み

■ 努力義務となる「届出制度」の効果的な施行（把握した情報を活かす）

■ 26年度中から、ナースセンターの機能強化に着手。

= 27年度の「届出制度」導入に先行して基盤を整備。

※「届出制度」により把握した情報を活用した「機能強化」策検討

■ 「機能強化」の方向性

**（サービス内容の充実）**

・「求職者」になる前からの離職者へのアプローチ（掘り起こし）の具体的な手法、病院等との協議による業務の調整（病院での多様な働き方などの働きかけ）などによる効果的なマッチング策 など

**（体制の強化）**

・サテライト展開等、ハローワークとの連携など、利用者にとって、より身近な地域で相談等のサービスが受けられるようにするための機能強化。

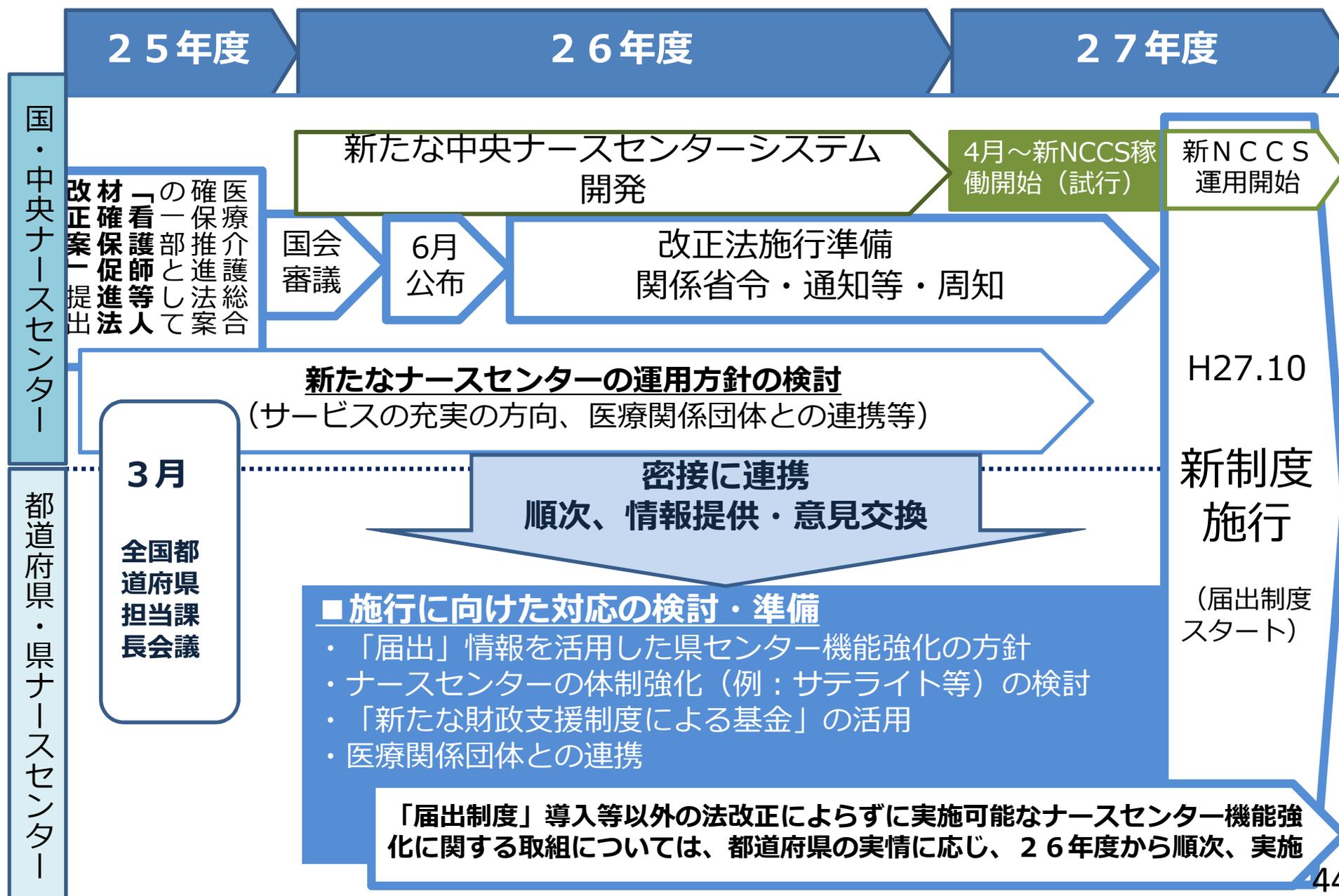
実現の手段として

■ ナースセンターの機能強化のための財源として、「新たな財政支援制度による基金」の活用）。

■ このほか、「地域人づくり事業」（雇用対策の基金）等利用できる財源の積極的な活用を検討【県庁内の雇用担当課と要協議】

■ 地域の関係団体との連携体制を強化（ナースセンターの運営方針を協議）（ユーザーとしての医療機関との連携強化）

# ナースセンターの機能強化に向けた取組みのスケジュール（案）



## 5. 医療機関の勤務環境改善

施行期日：平成26年10月1日

# 医療機関の勤務環境改善に向けた取組について

## 1 背景と経緯

## 2 医療勤務環境改善の実施体制（改正医療法の枠組み）

## 3 医療勤務環境改善システムの概略

## 4 今後の対応

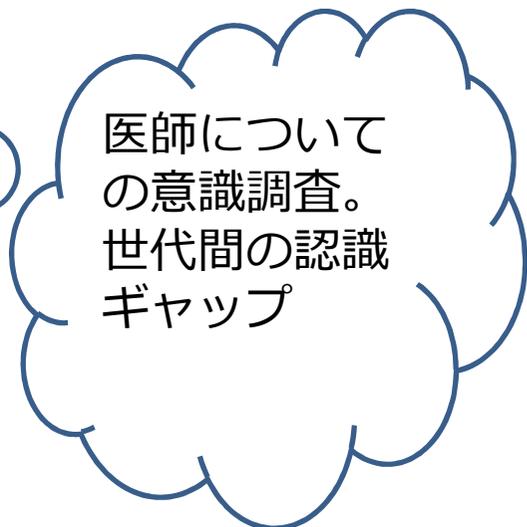
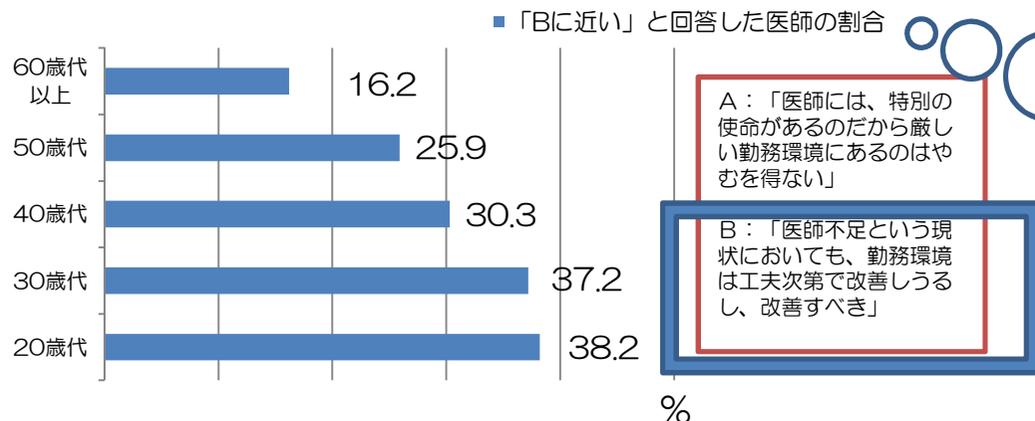
# 1 背景と経緯①

## ■ 医療をめぐる状況①

- ・ 少子高齢化（人口減少局面） ・ ・ 新卒者減少
- ・ 医療ニーズの多様化
- ・ 「偏在」などを背景とした医療スタッフ確保困難
- ・ 若い世代の職業意識の変化



勤務環境の改善に対する認識



平成24年独立行政法人労働政策研究・研修機構「勤務医の就労実態と意識に関する調査」

# 1 背景と経緯②

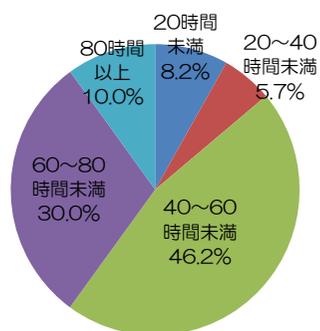
## ■ 医療をめぐる状況②

- ・ 入院・救急患者への対応など心身の緊張を伴う長時間労働
- ・ 当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境の指摘

医療の質、医療安全、地域医療確保のためにも、  
医療スタッフが健康で安心して働くことができる  
環境整備は喫緊の課題

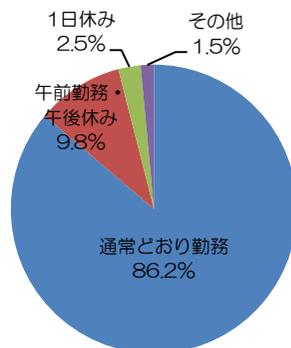
○ 医師(勤務医)の労働時間、宿直に関するデータ  
(平成24年独立行政法人労働政策研究・研修機構「勤務医の就労実態と意識に関する調査」)

週当たりの全労働時間



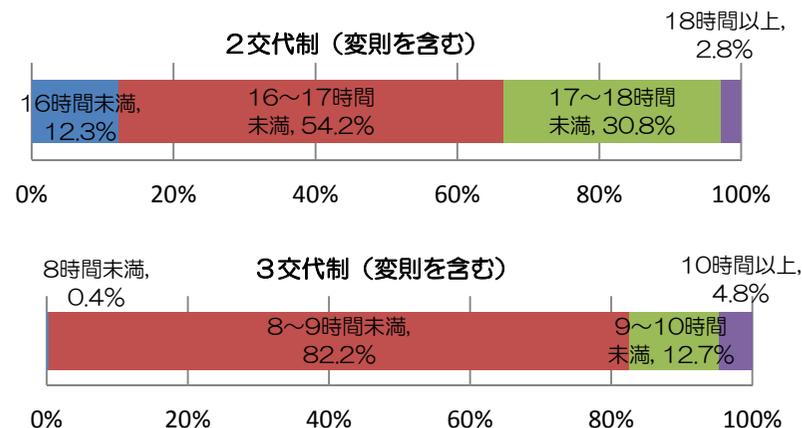
平均：53.2時間

宿直翌日の勤務体制



※宿直がある者を対象に集計

○平成22年日本看護協会 病院看護職の夜勤・交代制勤務等実態調査



## 1 背景と経緯③

・平成23年6月 看護師等の「雇用の質」 向上PT報告（旧PT） + 「5局長通知」

・平成24年10月 医療分野の「雇用の質」 向上PT発足（新PT）

・平成25年2月 「新PT」報告公表 + 「6局長通知」 ※厚生労働科研

**【ポイント1】**  
看護職だけの取組から医療機関全体の取組へ

・平成25年6月 社会保障審議会医療部会 医療法改正に向けて議論スタート

### 社会保障・税一体改革

・平成25年8月 「社会保障制度改革国民会議」報告取りまとめ  
→ 秋の臨時国会で「一体改革のプログラム法」成立

医療従事者の確保と有効活用の観点からは、さらに、激務が指摘される医療機関の勤務環境を改善する支援体制を構築する等、医療従事者の定着・離職防止を図ることが必要である。

・平成25年10月 社会保障審議会医療部会で「医療勤務環境改善」等論議

・平成25年12月 社会保障審議会医療部会意見  
※医療機関の勤務環境改善システム導入を提言

**【ポイント2】**  
医療政策の観点からの対策へ

・平成26年6月 医療介護総合確保推進法による改正医療法成立  
(医療法に医療機関の勤務環境改善システムを制度化)

## 1 背景と経緯④

### ■ 医療機関の勤務環境改善問題

労働行政だけで解決することは困難

= 背景となる医療行政上の課題（例：医師、看護師等医療従事者の確保対策等）と一体で解決することが必要

■ 医療法を改正し、医療機関の勤務環境改善について、医療政策の観点から位置づけ  
→ 都道府県（医療政策担当部局）が主体的に関与

■ 医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、ワークライフバランスなど幅広い観点を視野に入れた取組を推進

## 2 医療勤務環境改善の実施体制（改正医療法の枠組み）①

### ■ 改正医療法の関連する条文（医療機関の勤務環境改善関連）※30条の13～30条の16を新たに追加

#### 第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

**第三十条の十三** 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

**第三十条の十四** 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

**第三十条の十五** 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
  - 二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。
- 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。
- 4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第三十条の十六** 国は、前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

**医療機関の管理者は？**  
医療従事者の勤務環境改善等への取組

**厚生労働省は？**  
医療機関の管理者が講ずべき措置の「指針」策定（※「手引き書」）

**都道府県は？**  
医療機関の勤務環境改善を促進するための支援（相談、情報提供、助言、調査、啓発活動その他の援助）

そのため「医療勤務環境改善支援センター」機能を確保

**国は？**  
都道府県の活動をバックアップ（調査研究、情報提供その他）

## 2 医療勤務環境改善の実施体制（改正医療法の枠組み）②

